平成19年度財政援助団体等の監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、平成19年度財政援助団体等の監査を下 記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。あわせて、同条 第10項の規定に基づき監査委員意見を付する。

なお、上田政吉前監査委員が本監査の執行に関与し、矢崎一郎監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の時期

平成19年8月20日から同年9月18日までの間において実日数18日間

2 監査の対象団体別表「平成19年度財政援助団体等監査実施団体」のとおり

3 監査の概要

- (1)出資団体については、平成18年度に実施した全ての事業に係る出納その他の事務にかかわるものが適正かつ効率的に執行されているかなどについて着眼し、監査を実施した。
- (2) 補助団体については、平成18年度に区が交付した補助金が適正かつ効率的に 執行されているか、また、帳簿その他の証拠書類は整理されているかなどに着眼 し、監査を実施した。
- (3)公の施設の指定管理者については、平成18年度に実施した施設の管理が基本 協定・年度協定に沿って適切に行われているかなどに着眼し、監査を実施した。
- (4) 所管課の役割として、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているかなどに着眼し、監査を実施した。

4 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。

5 意見

(1) 公の施設の指定管理者等に対する所管課の役割について

練馬区は、平成16年3月に策定した委託・民営化方針に基づき、指定管理者制度を導入し、効率的な行政運営と区民サービスの向上が図られているところである。 区は、今後も委託化をより推進していくため、第二次委託化・民営化計画を策定したところである。

また、区は、必要なサービス水準を確保していくため、指定管理者制度適用施設設置者として、施設に求められているサービスが適切かどうかを確認・検証する指定管理者制度適用施設モニタリング制度の検討を行っている。このモニタリング評価を的確に行うためには、所管課の日常的な役割が重要となっている。

監査委員は、所管課における適切な指導を図るため、平成16年には、①補助団

体等が適切な事務処理や会計処理がとれるよう指導を行うこと、②補助団体への指導監督基準を策定しすべての補助団体等に区の指導監督が徹底することを要望し、また、平成18年には、補助金交付団体等の事業実施状況について、必要に応じて実地に指導・検査するとともに、実績報告書等を精査し、補助対象事業が適切に執行されているか、また補助金が交付目的に沿って適正に使われているかについて十分な把握を行うよう意見を表明してきたところである。

しかしながら、施設において監査を実施すると、指定管理にかかる基本協定書に 定められている「別に会計を設けて処理すること」が行われていないことや備品の 帰属先等について区の指示が十分徹底されていないことなどが見受けられた。

このような現状に対する対応策として、以下のような取り組みについて検討されたい。

- ア モニタリング制度による指定管理者の報告が、適切であるかを確認するためには、報告書の項目やその添付書類等について、区の統一的な考え方が必要であるので検討すること。また、制度を実施するに当たって、マニュアルの整備や研修の実施についても合わせて検討すること
- イ 指定管理にかかる基本協定書に定められている管理業務費の経理についての 規定のうち、「別に会計を設けて処理する」とする内容について所管課での理解 が十分でないことから、その定義について明確にするよう検討すること。
- ウ 指定管理者が取得した備品の帰属先について、区の考え方が示されているが、 各所管課に徹底していない状況が見られるので、徹底方法等について検討すること

(企画部)

(2) 指定管理者における自主事業について

練馬区においては、平成16年度から指定管理者制度が導入され、現在、多くの 区立施設が指定管理者による施設の管理業務を行っている。これら指定管理団体に おいて、指定管理業務以外に独自に企画して行う自主事業が行われている団体があ る。

本来、指定管理者制度は、民間の創意工夫を活かした運営を図り区民サービスの 向上を目指すものであり、当該施設の設置目的の範囲内で自主事業を行うことは十 分に容認されうるところである。区においても、「指定管理者制度の適用に係る基 本方針運用細目」において、「管理業務の範囲内での提案事業」および「管理業務 外での自主事業」について定め、指定管理者が自主事業を行うことについて容認し ている。

ところで、平成19年度の監査において、自主事業を行っている団体において、 自主事業による収入を指定管理委託経費の会計区分で経理したり、あるいは利用料 金制度が適用されている施設使用料について、指定管理委託経費で経理すべきとこ ろを自主事業の会計区分で経理している事例が見受けられた。

これらは、所管課において、適切な確認や指導が行われていないこと、および指

定管理者における理解が十分でないことによるものと考えられる。

したがって、各所管課において、自主事業の実施やその結果の報告について、適確に指導、確認を行う必要があるので、その方法について検討されたい。

また、自主事業の取り扱いについては、現状では事業の可否や内容などを含めて 所管課の個々の判断に委ねられており、区としての統一的な判断基準が作成されて いない。このことが、所管課や指定管理者における十分な理解を妨げている要因と もなっていると考えられる。

今後、指定管理団体が行う自主事業が増えていくことも予想されるので、区としての指定管理者に係る自主事業について、ガイドラインなど具体的、統一的な考え方を明らかにすることが必要と思われるので検討されたい。

(企画部)